

報告第7号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成23年6月10日提出

天理市長 南 佳 策

専決第3号

専 決 処 分 書

平成23年4月5日午後4時20分頃天理市富堂町202番地内で発生したブロック塀損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成23年5月31日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 49,560円